

令和2年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和2年4月7日(火)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告
報告第1号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則案)
- 報告第2号 臨時代理の報告について
(弘前市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則案)
- 報告第3号 臨時代理の報告について
(史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員の委嘱について)
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 澤田 美彦 委員3番 日景 弥生 委員、
4番 村谷 要 委員、

◇欠席委員

5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章、
教育総務課長 三上 善仁、学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、生涯学習課長 柳田 尚美、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊 教育総務課主幹兼総務係長 古川 学

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） 令和2年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番澤田 美彦委員と3番日景 弥生委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が3件となっております。なお、事務局からの発言の際は、挙手の上、職名を述べ、議長の指名があつてから行うようにしてください。委員の皆様方もご協力よろしく申し上げます。

・報告第1号

○教育長（吉田 健） 報告第1号 臨時代理の報告 弘前市教育関係会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（三上 善仁） 報告第1号 臨時代理の報告についてご説明いたします。本報告は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育関係会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めることについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。制定の内容についてですが、第1条で趣旨の説明をしております。第2条において、弘前市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の適用を受ける職員と取扱いを同じくするため、当該規則を準用する旨、規定しております。附則についてですが、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） それでは、報告第1号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

・報告第2号

○教育長（吉田 健） 報告第2号 臨時代理の報告 弘前市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（三上 善仁） 報告第2号 臨時代理の報告についてご説明いたします。

本報告は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、弘前市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。改正の内容についてですが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、弘前市社会教育指導員設置に関する規則、弘前市立小・中学校の施設の開放に関する規則、弘前市立公民館管理運営規則及び弘前市部活動指導員の設置等に関する規則の4つの規則について、地方公務員法及び地方自治法に定められた事項について削除したり、文言の整理を行うものです。それでは新旧対照表によりご説明いたします。弘前市社会教育指導員は、社会教育に関する指導助言及び相談や、社会教育関係団体を育成することで社会教育の振興を図るために中央公民館及び地区公民館に配置されている職員です。弘前市社会教育指導員設置に関する規則の第4条について、「委嘱」を「任命」に、「1年以内の期間を定め」を削除し、「非常勤」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」と改めるものです。また、今まで非常勤職員は特別職であったことから、解任の定めがあったものの、会計年度任用職員は一般職となり、定める必要がないことから、第5条については削除するものです。次のページ弘前市立小・中学校の施設の開放に関する規則について、指導員の職務内容がボランティアとしての性質が強いことから、この会計年度任用職員制度への移行に伴い私人として整理することとなったため、「非常勤」の定めを削除するものです。次のページ弘前市立公民館管理運営規則についても、「非常勤」を「会計年度任用職員」に改め、任期は会計年度任用職員について、条例により定められていることから削除するものです。次のページ弘前市部活動指導員の設置等に関する規則について、3条の身分、4条の任命、7条の報酬、服務及び次のページ解任について、地方公務員法及び弘前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定めがあることから、改正及び削除をするものです。最後に、附則についてですが、この改正は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） それでは、報告第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・報告第3号

○教育長（吉田 健） 報告第3号 臨時代理の報告 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内 一仁） 報告第3号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委

員の委嘱について説明いたします。関係行政機関の職員から選出している一部委員の異動に伴い、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営規則第2条第1項の規定により、補欠の委員を委嘱することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものです。委嘱するものは、弘前市企画課の白戸 麻紀子課長、弘前市財政課の今井 郁夫課長、弘前市観光課の早坂 謙丞課長、弘前市土木課の花岡 哲課長の以上4名です。委嘱期間は令和2年4月1日から委員の残任期間である令和2年12月20日までです。説明は以上となります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） それでは、報告第3号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年第6回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 古川 学

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 澤 田 美 彦

署名者 日 景 弥 生